## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

## 部課等名 保健所地域保健課

番号12

許認可等の内容		死体保存の許可
根拠法令及び条項		死体解剖保存法第19条第1項
	関係条項	
審査基	基 準 (未設定の場合は その理由)	死体保存の目的は、前2条との比較から「医学の教育又は研究のため」に限定される。 又保存しようとする者についても、前2条との比較から、死体保存につき学識を有する者であること。 法第20条により、死体の取扱に当たっては、特に礼意を失することがないよう注意が必要である。
準		
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(年月日最終変更)
標準処理期	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 6日(休日は含まない。)
間	設定等年月日	平成29年4月1日設定(年月日最終変更)